

第3回（平成19年度）紛争解決手続代理業務試験の合格基準について

（1）合格基準

100点満点中、58点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

（2）配点

第1問は、70点満点とする。

第2問は、30点満点とする。

試験問題及び出題の趣旨は、全国社会保険労務士会連合会ホームページ
(<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>) に掲載しているので参考にしてください。